

平成 20 年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果（ポイント）

平成 21 年 8 月

総 務 省

1 行政不服審査法に基づく不服申立件数

(1) 不服申立件数

平成 20 年度における行政不服審査法に基づく不服申立件数は、国に対するものは 21,875 件（別添 1 参照）、地方公共団体に対するものは 25,316 件となっている（別添 2 参照）。

※ 前回調査（平成 18 年度）に比べると、国に対しては約 3,100 件、地方公共団体に対しては約 9,100 件それぞれ増加している。

(2) 不服申立件数の増加の主な要因

ア 国

異議申立て及び審査請求が増加（異議申立て約 1,800 件、審査請求約 1,000 件）しており、そのうち主なものは国税通則法関係となっている（平成 18 年度 7,528 件→平成 20 年度 9,015 件）。

※ 申告所得税、法人税、消費税等に係る事案の増加によるもの。

イ 地方公共団体

審査請求が増加（約 7,100 件）しており、そのうち主なものは高齢者の医療の確保に関する法律関係となっている（平成 18 年度 56 件（旧老人保健法関係）→平成 20 年度 10,398 件）。

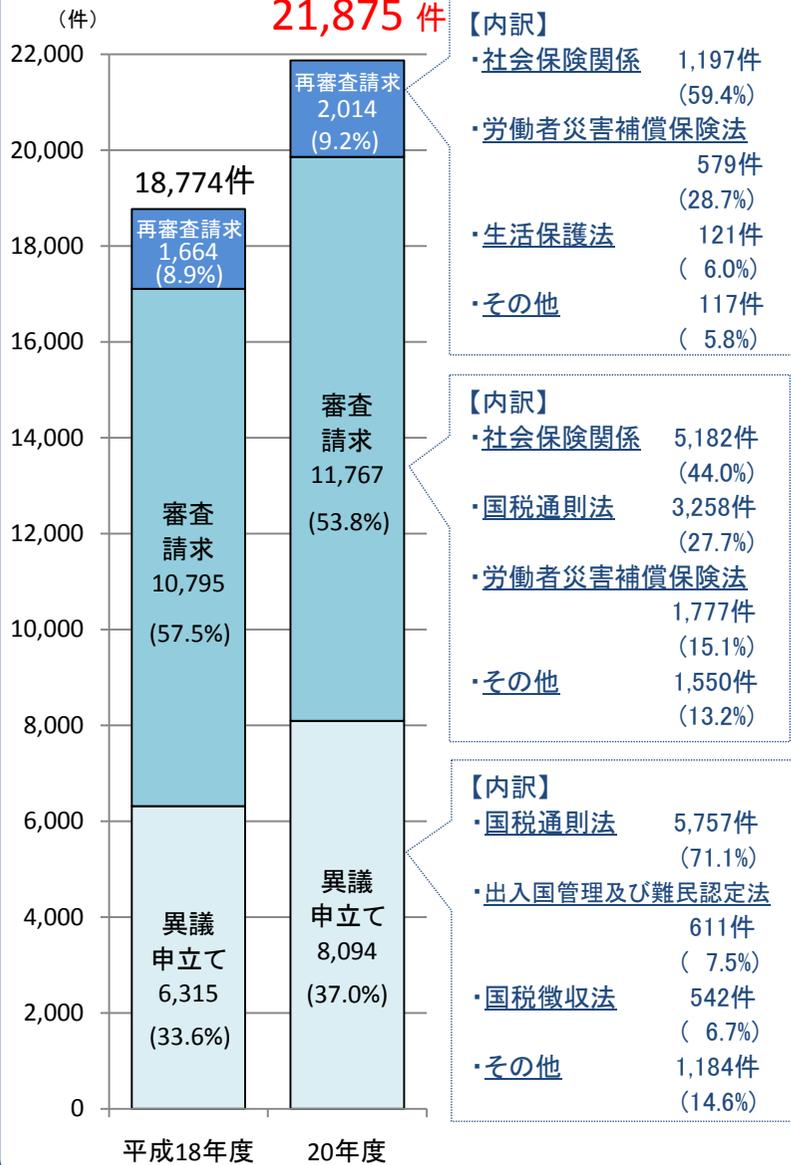
※ 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に係る事案の増加によるもの（同制度は平成 20 年 4 月 1 日に開始）。

2 行政不服審査法に基づく不服申立ての処理内容・処理期間

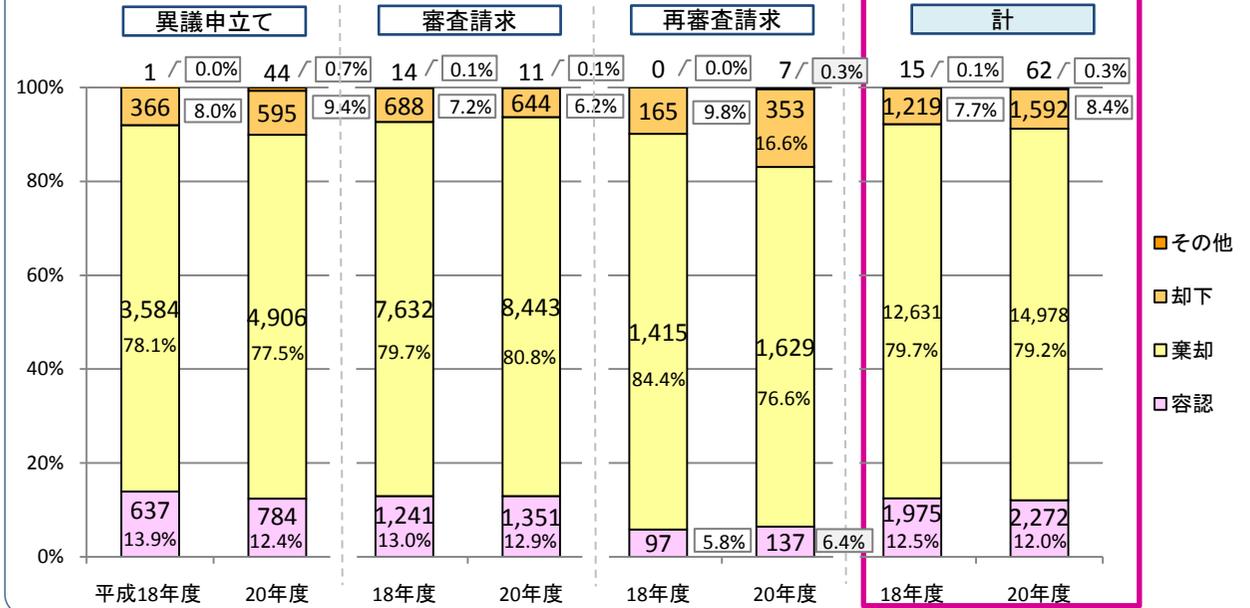
国においては、容認・棄却等の状況、処理期間については大きな変動はないが、再審査請求については、裁決に至るまでの期間が 6 か月以内のものが約 40%となり、平成 18 年度の約 20%に比べてかなり処理の迅速化が図られてきている。

また、地方公共団体においては、平成 18 年度に比べると、棄却が減少し、却下がその分増加する一方、処理期間については大きな変動はみられない。

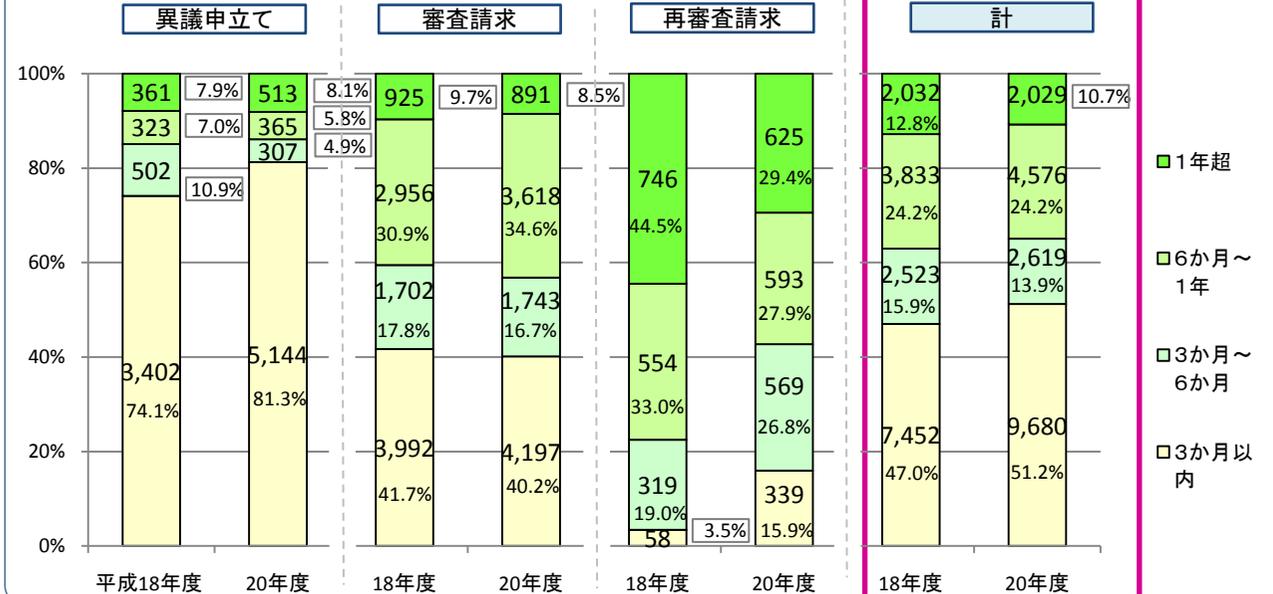
《不服申立ての件数》



《不服申立ての処理内容》



《不服申立ての処理期間》

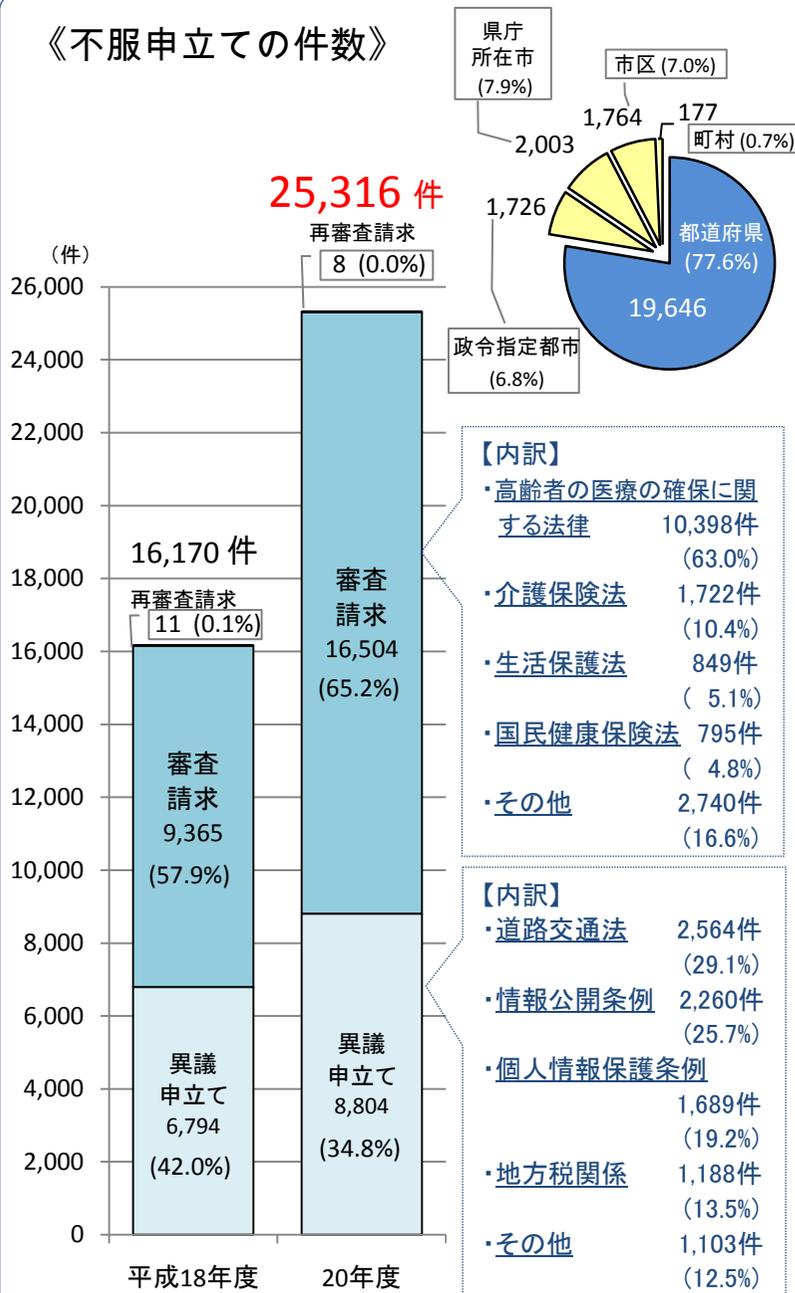


(注) 「社会保険関係」とは、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法及び国民年金法に基づくものをいう。

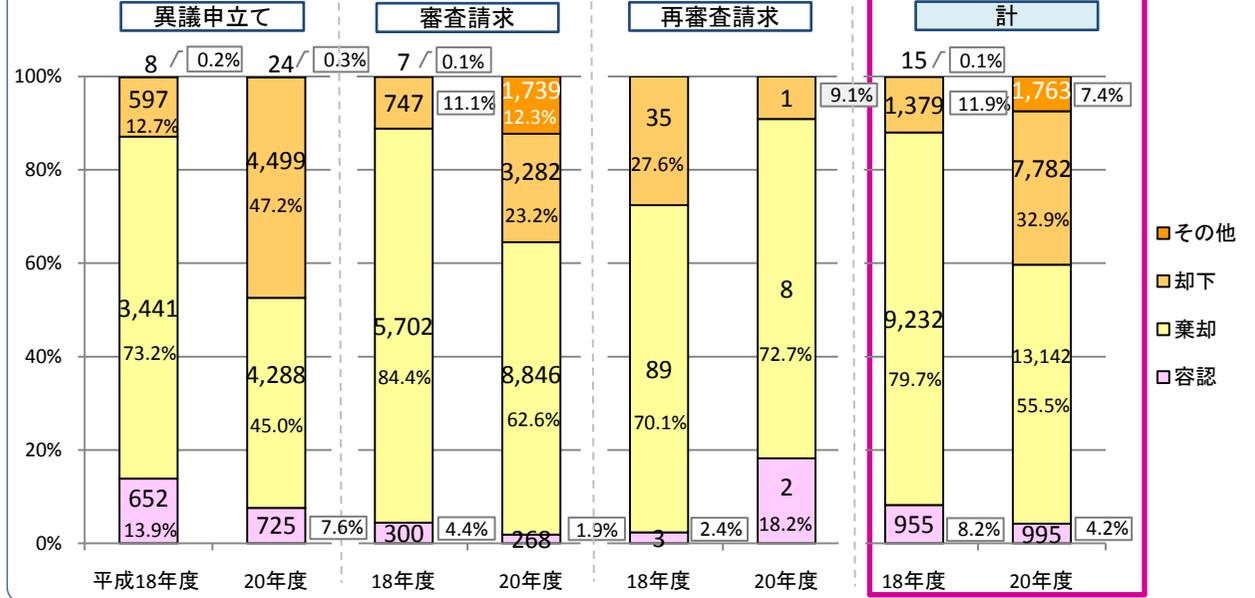
2 地方公共団体

別添2

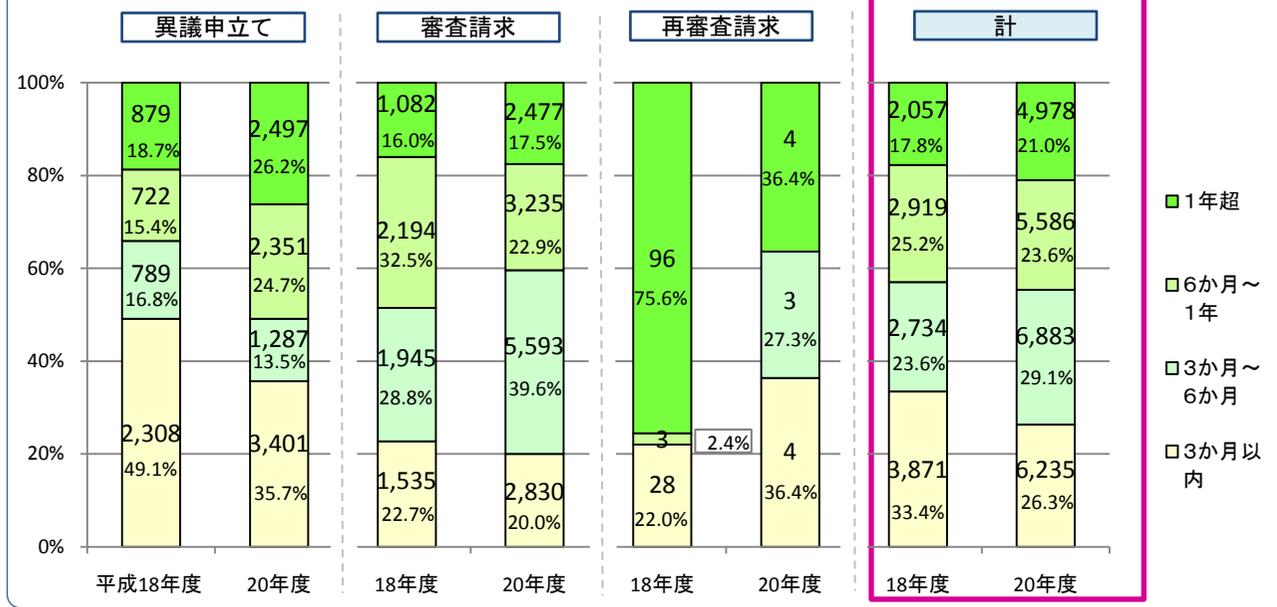
《不服申立ての件数》



《不服申立ての処理内容》



《不服申立ての処理期間》



(注) 調査対象とした地方公共団体は、都道府県及び市区町村である。